

一般事業主行動計画 更新について

平成 28 年 4 月 1 日 総務部

平成21年4月1日「次世代育成支援対策推進法」が改正、施行されました。
この法律は時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進める目的で成立しました。

この法改正により従業員が 101 人から 300 人の企業について、H23 年4月までに「一般事業主行動計画策定」を作成し、従業員への周知、またその旨を都道府県労働局に届け出ることが義務化されました。

(300 人以上の企業は H21-4-1 より義務化済み)

この行動計画について初回計画期間として H23 年 4 月 1 日から 5 年間で設けましたが、今年が次の行動計画期間の更新にあたりますので、改めて新書式に従い行動計画を策定します。期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の 5 年間です。

については今回もホームページに概要書面を掲載し、書式を都道府県労働局へ届出ますが、その内容は前回が十分な達成に至らぬ部分もあり、今回も継続目標としていますのでご確認いただくとともに、推進へのご協力をお願いいたします。